

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日替り
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 河川区域の変更(河川課)
廃川敷地等の生成()
- ◇ 正 誤 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(二件)(港湾課)
平成九年三月二十一日付鳥取県告示第二百四号中訂正

告 示

鳥取県告示第七十三号

二級河川阿弥陀川水系阿弥陀川に係る河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第六
条第一項第三号の区域を次のとおり変更したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

〔次のとおり〕は、省略し、その関係図面を鳥取県土木部河川課及び米子土木事務所
に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第七十四号

河川区域の変更により次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十
年政令第十四号)第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び米子土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 河川の名称
- 二 二級河川阿弥陀川水系阿弥陀川
廃川敷地等が生じた年月日
平成十年二月六日
- 三 廃川敷地等の位置
西伯郡大山町所子字押平道ノ下七七三地先から同字八〇二一四地先まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 一、七一三・四四平方メートル
- 五 河川法施行法(昭和三十九年法律第六十八号)第十八条の規定によりなお効力を
有するものとされる旧河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十四条ただし書の
規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から三月以
内に知事に下付の申請をしなければならない。

鳥取県告示第七十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次の
とおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定に
より告示する。

平成十年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾昌次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

平成二年三月二十二日 鳥取県指令受港第八十七号

三 しゅん功認可の年月日

平成十年一月三十日

四 埋立区域

(一) 位置

東伯郡赤碕町大字別所字笠取坂屋敷五〇一―二、五〇一―五及び五〇〇―三並びに字太鞍免海道ノ下四九三―七、四九三―六、四九三―八、四九三―三、四九〇―一、四九〇―三、四八九―六及び四八九―九に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

A地区

次の①の地点から⑬の地点までを順次に直線で結んだ線、⑬の地点から⑱の地点までを順次に通る平成元年秋分の日の満潮位における公有水面と護岸及び防波堤との境界線、⑱の地点から㉒の地点までを順次に直線で結んだ線並びに㉒の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 赤碕港沖防波堤灯台から一七四度四三分一七秒、五三二・九五メートルの地点
トルの地点

- ②の地点 ①の地点から二二三度二七分三三秒、一三・二八メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二二三度二七分三三秒、二・〇六メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から二二三度二七分三三秒、七二・二〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から三〇四度四一分〇五秒、六九・五七メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二七九度五四分三三秒、一〇・九六メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二五二度〇八分四六秒、六・八三メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三〇一度二三分一七秒、二五・九九メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三〇九度三一分四三秒、六〇・三三メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から二九二度一五分四八秒、八・一三メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から二四四度五〇分四五秒、五・四七メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から二〇五度〇二分〇四秒、一・三九メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から二八八度四〇分四六秒、二九・九五メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から三二〇度三七分〇九秒、八・一〇メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から八度一〇分三三秒、一〇・二七メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から一七度五二分四九秒、六七・六三メートルの地点

⑰の地点 ⑯の地点から一〇四度〇六分二九秒、〇・八五メートルの地点

⑱の地点 ⑰の地点から一八度一二分五七秒、四二・六四メートルの地点

⑲の地点 ⑱の地点から二二三度二七分三三秒、一一・六五メートルの地点

⑳の地点 ⑲の地点から二二三度二七分三三秒、四・〇〇メートルの地点

㉑の地点 ⑳の地点から二二三度二七分三三秒、二〇一・五〇メートルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から二二三度二七分三三秒、一〇・七二メートルの地点

B地区

次の①の地点と⑧の地点とを直線で結んだ線、⑧の地点から⑱の地点までを順次に通る平成元年秋分の日の満潮位における公有水面と護岸との境界線、⑱の地点から㉑の地点までを順次に直線で結んだ線及び㉑の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 赤碕港沖防波堤灯台から一七九度五三分五〇秒、六〇六・九八メートルの地点
トルの地点

- ②の地点 ①の地点から二二三度二七分三三秒、二・七〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から三〇二度一二分一七秒、五五・四五メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から二九四度二九分〇〇秒、二五・七二メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から七〇度四九分四三秒、五・六三メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から九八度三四分一二秒、九・四五メートルの地点

正 誤

平成九年三月二十一日付鳥取県告示第二百四号（県道の区域の決定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁二
段 下
行 後ろから九
誤 四、〇一六・〇
正 四、〇一九・〇